

青梅市総合長期計画 基本構想

この基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定にもとづき、
平成14(2002)年12月25日、市議会の議決を経たものです。

目 次

第 1 章	策定に当たって	1
第 1	計画の目的 転換期の新たなビジョン	1
第 2	計画の役割	2
第 3	計画の構成と期間	3
第 4	まちづくりに当たっての前提	4
第 5	時代潮流と本市への影響・課題	7
第 2 章	青梅市の将来像	14
第 1	まちづくりの基本姿勢	14
第 2	まちの将来像	15
第 3	計画フレーム（枠組み）	16
第 3 章	まちづくりの基本方向（施策の大綱）	21
第 1	快適で安全な生活環境の街	22
第 2	学び楽しむ伝統・文化の街	22
第 3	健やかでやさしい福祉の街	23
第 4	活気に満ちた元気な街	23
第 5	みんなで創る街	24
第 4 章	基本構想推進のために	25

第1章 策定に当たって

第1 計画の目的 転換期の新たなビジョン

本市では、昭和46年以来、4次にわたる総合長期計画を策定し、首都圏における業務核都市にふさわしいまちづくりを総合的に推進してきました。

21世紀を迎え、市を取り巻く環境は、少子高齢社会の到来、循環型社会への移行、情報化の進展など、様々な社会変化に直面し、行政課題もますます複雑・多様化しており、新たな時代に対応するまちづくりの理念が求められています。

ここに、まちづくりの主役である市民とともに、分権時代を切り開く、本市の将来像と市政運営の基本的方向を明らかにした第5次の総合長期計画を策定します。

第2 計画の役割

この基本構想は、まちづくりの基本的な方向、方針を総合的に示す青梅市の最上位計画¹となるものです。

この基本構想は、次のような役割を果たします。

- 1 市民や団体および事業者が、地域社会において活動するための指針となるものです。
- 2 本市の、行財政運営を総合的、計画的に進めるための指針となるものであり、各種の計画や施策の基本となるものです。
- 3 国や東京都、近隣市町村に対して、相互の適切な役割分担のもとで協力や調整、連携を図るための指針となるものです。

¹ 地方自治法第2条第4項：市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第3 計画の構成と期間

この計画は、平成24(2012)年度を目標とする10年間の基本構想です。この計画を具体化するために、前期・後期5年間の基本計画と、実施計画(3年計画)を別に定め、計画的にまちづくりを進めます。

計画の構成と期間

平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24年度
(2003)				(2007)	(2008)				(2012)

基本構想 (平成15年度～24年度)
市の将来像、将来人口、土地利用、まちづくりの基本方向、施策の大綱を明らかにし、基本計画を方向づける計画

前期基本計画 (平成15年度～19年度)	後期基本計画 (平成20年度～24年度)
基本構想を実現するために、施策を体系化し、その方策を明らかにし、実施計画を方向づける計画	

実施計画 (15～17年度)		実施計画 (20～22年度)	
	実施計画 (17～19年度)		実施計画 (22～24年度)
基本計画で示す施策の方向に沿って具体的な事業、施策を定めるものであり、毎年度の予算編成の指針となる計画			

第4 まちづくりに当たっての前提

1 青梅市のあらまし

本市は、都心から西へ40～60キロメートル圏に位置し、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口として、豊かな自然環境に恵まれた都市です。関東山地が平野部と接し、東側に向けて扇状の武蔵野台地を形成しており、その扇の要に当たります。

豊かな森林を背景として東西を貫く多摩川は、市民に、憩いと潤いを与えるとともに、首都圏における観光・レクリエーションの場として賑わっています。

また、東部の台地部は、埼玉県南西部から多摩地域、神奈川県県央部にかけての圏央道と国道16号線に沿った日本最大規模のハイテク産業集積の一翼を担っています。

2 他構想・計画等での青梅市の位置付け

本市は、国の「第五次首都圏基本計画」、東京都の「東京構想2000」、「多摩の将来像2001」や「西多摩地域広域行政圏計画」において広域的な拠点都市として位置付けられており、業務・商業・生活・文化・医療などの分野で、多摩西部地域の拠点としての役割が求められています。

3 まちづくりの歩み

本市域は、古くから、近隣地域の交易、文化の中心として栄え、昭和26年に3町村の合併により市制施行し、昭和30年に4か村を加えて現在の青梅市を形成しました。

また、昭和30年代から、東部地区では、土地区画整理事業が着実に進められ、今日の産業や生活の基盤となっています。

市民生活や福祉の分野では、市立総合病院や特別養護老人ホームが集積するなど、広域的な医療の拠点化や福祉サービスの充実が図られています。

教育の分野では、学校や市民センターなどの生涯学習施設の整備に努めてきています。

このほか、市立の美術館・梅の公園・しょうぶ公園、市民マラ

ソンの先駆けとなった青梅マラソンなど、文化やスポーツの分野においても個性的な取組を行ってきています。

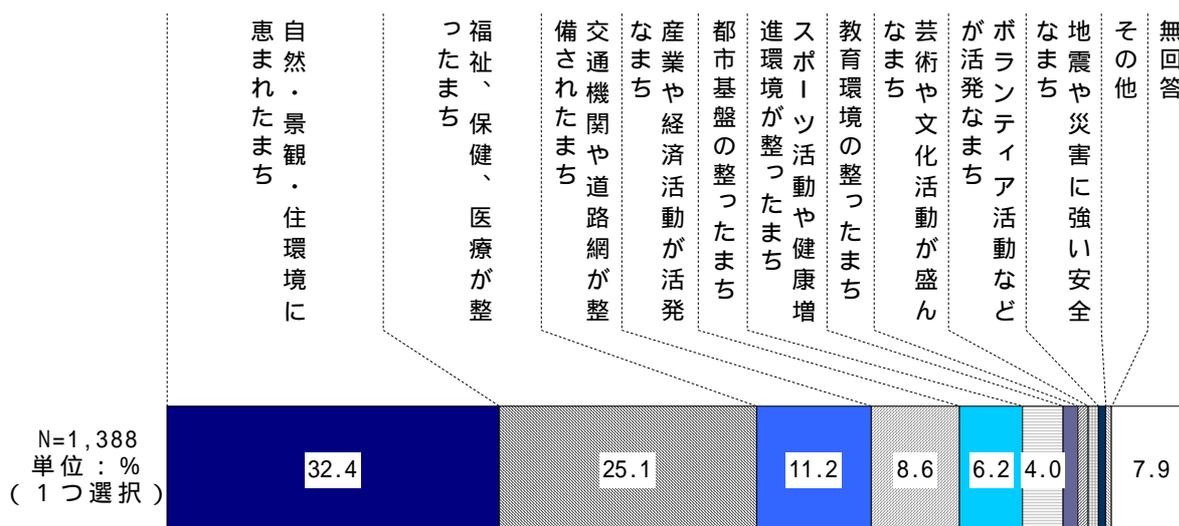
今後も多摩地域の産業、観光、文化などの拠点としての魅力あるまちづくりが求められています。

4 市民ニーズ

平成13年度に実施した第26回市政総合世論調査によると次のとおりです。

(1) 10年後の青梅市の将来像

最も近いイメージとして「自然・景観・住環境に恵まれたまち」が最も高く、次に「福祉、保健、医療が整ったまち」となっています。

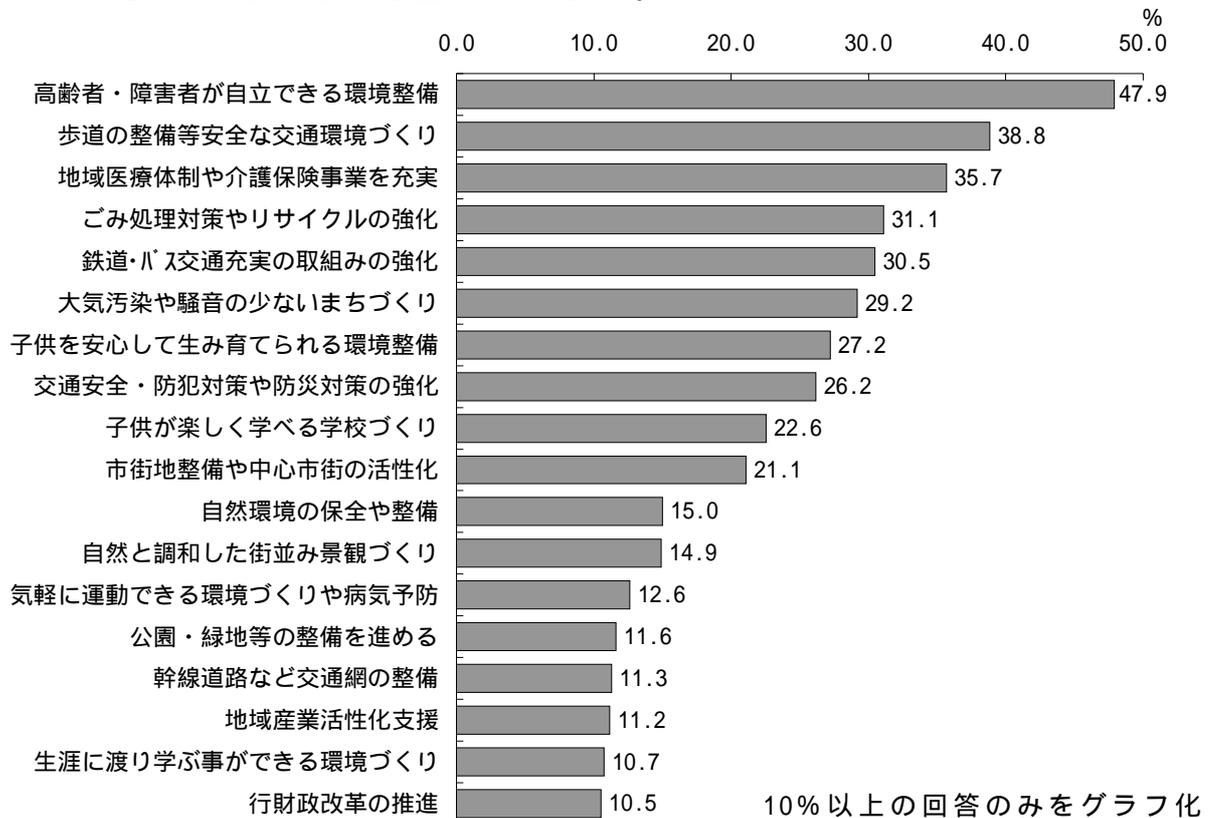


(2) 「10年後の理想的な生活」

今後“増やしたい(始めたい)”生活として、「自然の中で散歩したり、遊ぶ生活」、「あまりお金をかけない遊びを楽しむ生活」、「家族と楽しむ生活」、「生きがいのある仕事をする生活」を半数の方が望んでいます。

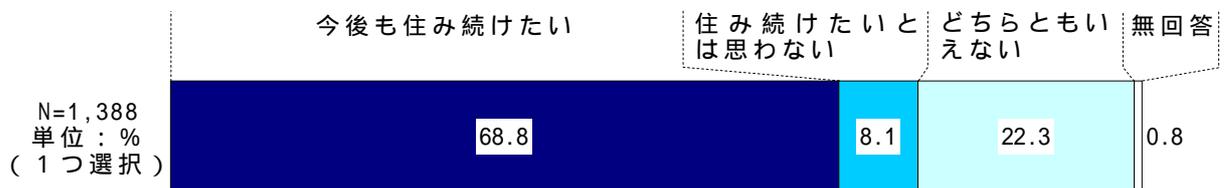
(3) 今後重点的に取り組むべき施策

今後、重点的に取り組んでいくべき施策を、5つまで選んでいただいたところ、回答者の約半数が「高齢者・障害者が自立できる環境整備」を望んでいます。



(4) 定住意向

7割近い人が、これからも青梅市に住み続けたいと思っています。



(5) ボランティア活動への参加状況

現在「参加している」は14%ですが、参加していない86%の方のうち、その半数の市民がボランティア活動への参加意向を持っています。

第5 時代潮流と本市への影響・課題

21世紀前半の本市の将来像を展望するためには、時代の潮流（主要な社会の動き）や直面する重点的な課題を的確に把握し、まちづくりの取組や施策の実現に役立てていくことが必要です。

1 主な時代の潮流と本市への影響

(1) 少子・高齢化の進展

日本の総人口は、平成18(2006)年にピークを迎え、その後は人口減少の局面を迎えると予測されています。

また、高齢化が進行し、平成26(2014)年に、国民のほぼ4人に1人（25.3%）が65歳以上になると予測されています。

本市においては、

将来推計（すう勢）によると、本市においても人口の伸びが過去10年に比べ大幅に鈍化します。また、10年後には人口のピークを迎え、平成20年代中ごろには人口減少の局面を迎えるものと予測されます。

施設サービスや、在宅サービスの充実を図ることはもちろんのこと、元気な高齢者への活動支援も課題となってきます。

保育所運営への支援を充実するほか、総合的な視点からの子育て支援が必要になってきます。特に、本市の豊かな自然環境を活用した特色ある子育て環境の整備や、学校の週5日制に対応し、地域のふれあいを通じた子育て支援の仕組みづくりも課題となってきます。

(2) 循環型社会への移行

資源循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の生存にかかわる地球規模の環境問題が深刻化しています。

本市においては、

ごみ有料化を契機として資源循環型社会の構築について市民の関心が高まっています。一人ひとりが生活様式を見直すと同時に、

行政、市民、事業者の連携・協力による更なる資源循環の推進が課題です。

公益的な機能を有する豊かな自然を将来の世代へ引き継ぐためには、地域における私たちの行動も重要な役割を担っています。ボランティアなど、市民の主体的活動の活性化が期待されています。

(3) 産業構造の変化と新分野の発展

情報化の急速な進展、経済社会のグローバル化による製造業の空洞化など、国内産業は大きな転換点を迎えております。世界的な産業再編への対応とともに、成熟時代の多様化した消費にこたえる新たな産業の創造が求められています。

本市においては、

多様化するニーズにこたえる新産業の創出や個性的で付加価値がある意欲的な産業の立地を促進し、市民の就業機会を確保することが必要となっています。

モータリゼーションの進行、消費者ニーズの多様化、郊外型の大規模店舗の出店などにより、中心市街地の地位低下が進行するとともに、市内で発生する購買力が市外に流出しています。

地域特性を生かし、まちとともに発展する魅力ある商業、観光機能の向上などが課題となっています。また、既存産業の経営基盤の強化が課題となっています。

恵まれた経営環境を生かした活力ある農業経営への転換が期待されます。

圏央道の延伸により、都県境を超えた広範囲な人、物の交流が活発となり、様々な産業の立地に適した地域になります。

(4) 高度情報化の進展

IT(情報通信技術)の進展・普及により、生活・文化・交流の情報化が進み、地球規模で時間・距離の制約を克服し、社会経済の様々な面において大きな変革をもたらします。

本市においては、

行政窓口、保健、文化、教育、災害対策、娯楽など、様々な分野で情報化が浸透し、市民がネットワークを通じて情報入手が可能になるとともに、個々に情報発信する時代となっています。

民間企業における電子化・ネットワーク化により情報へのアクセスがどこでも可能となっており、個人や企業の創業や立地の自由度が拡大しています。

デジタルディバイド（情報格差）の解消を進めながら、電子自治体への移行も課題となっています。

（５）成熟社会の到来

成長時代から成熟時代への転換を迎え、生活の利便性を享受する一方、自然とのふれあいを大切にする方向へ変化しています。

そして、「量」より「質」、「もの」より「こころ」、生活価値観の多様化が尊重される成熟度の高い社会へ移行しつつあります。

本市においては、

青梅の誇るべき財産である自然、歴史、文化を守るとともに、これを生かし、市民のライフスタイルに反映させることにより、市民生活の質的豊かさを醸し出す施策が求められています。

市がこれまで築きはぐくんできた施設や人的ストックを活用した生涯学習、サービスを充実していくことが課題です。

成長時代から成熟時代への変革期を踏まえ、これからの時代を切り開く人材の育成も大きな課題です。

（６）協働社会の到来

社会ニーズの多様化の中であって、公益的な活動へのボランティア、NPOなど多様な主体の動きが広がっています。

行政と市民団体等とのパートナーシップによる協働が求められています。

本市においては、

福祉や国際理解などの分野で、ボランティア・グループやNPOが活躍するとともに、身近な地域社会での助け合いや地域維持

活動、伝統行事の維持活動なども活発になってきています。

市民とともに市民団体、大学、企業などが連携しながら、みんなで知恵を出し合い、工夫を凝らし、行政と協働して、市民が主役のまちづくりを実践していくことが求められています。官民一体となったまちづくりの体制づくり、ボランティア社会への移行が課題です。

(7) 広域交流社会の到来

高速交通体系の整備等により、産業活動や市民の生活活動圏はますます広域化し、行政区域を超えた交流が進んでいきます。

本市においては、

圏央道が延伸し、全国の高速ネットワーク網に組み込まれることにより、本市のポテンシャルはさらに向上していきます。都市間競争に備え、新たな産業創出や生活の豊かさを実感できる施策が求められています。

市町村合併については、地方分権の意義を十分に受け止めるとともに、西多摩地域構成市町村とも連携を図りつつ、青梅の特性を踏まえ、対応することが課題です。

2 時代潮流を踏まえた分野別の重点課題

時代潮流と本市への影響を踏まえ、今後、重点的に取り組むことが求められる項目を、分野別に整理すると次のとおりです。

(1) 市民の暮らしにあっては(環境基盤、生活環境)

多摩川の清流やみどり豊かな森林など、貴重な自然や美しい景観をできる限り保全・回復していくとともに、自然とふれあえる場の創造に努め、潤いに満ちたまちづくりを進めることが必要です。

ノーマライゼーションの考え方に配慮した住みやすい環境づくりに向け、さらにだれもが利用しやすい公共施設等の整備が必要です。

ごみ減量に向けた取組を進めるとともに、市民一人ひとりの更なる環境意識の向上を図り、地球規模の視野も持った循環型社会の実現が必要となっています。

北部地域においては、下水道整備を進めるとともに、採石跡地の活用による活性化を検討していくことが必要です。

市民生活の質的向上を図るため、防災、教育など多様な分野で行政と市民との情報の共有が必要です。

・・・快適で安全なまちを目指す

(2) 市民の教育・文化にあっては(教育・文化)

市民が生涯にわたって、多様な学習機会の中から自由に選択し学ぶことができる環境づくりが必要です。また、学習の成果を地域や社会において生かすことのできる市民や大学との協働による生涯学習社会の構築も必要となります。

家庭や地域、学校が一体となり、責任をもって「心の教育」、「特色ある教育」、「生きる力を育む教育」に取り組んでいくことが必要です。

青梅の伝統や文化特性を生かし、いきいきとした文化の香り豊かな地域にしていく必要があります。

・・・学び楽しむまちを目指す

(3) 市民の健康・福祉にあっては(保健・医療・福祉)

高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携によるサービスの充実とともに、施設のバリアフリー化など、高齢者や障害者が自立できる環境整備も必要です。

子どもたちが健やかに育つ環境づくりや女性が働きながら安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりも必要です。

中高年をはじめ市民の中に健康意識が高まっており、身近なスポーツなどを通じ、楽しみながら健康増進が図れる環境づくりが必要です。

女性や高齢者なども含めた市民一人ひとりが主体性をもって社会活動に積極的に参加し、その経験や能力を十分発揮できるような支援が必要です。

・・・健やかでやさしいまちを目指す

(4) まちの活性化にあっては(都市基盤、産業、交通)

多様化する消費者ニーズにこたえるため、個性と魅力のある商業機能の向上が必要です。

製造業の空洞化に対応し、新たな社会の要請に対応する新事業の創出、起業の促進に努め、就業機会の向上を図ることが必要です。

優れた立地条件を持つ青梅インターチェンジ周辺地区については産業機能の立地誘導に努め、本市の活性化のけん引力としていくことが必要です。

高度情報通信社会に対応した観光産業の経営基盤強化を促進していくとともに、多様化するニーズにこたえた観光拠点の整備が必要です。

J R 青梅線の輸送力の増強や、身近な公共交通機関としてのバス交通の改善等の対応が必要です。

南北方向の交流促進や渋滞の解消を図るため、幹線道路の整備

が必要です。

あらゆる分野で、地域に根ざした教育機関との交流を深めていくことにより、郷土や産業社会に貢献する力をはぐくんでいくことが求められています。

・・・活気に満ちた元気なまちを目指す

(5) 地域運営にあっては(コミュニティ、市政運営)

市民・NPO・ボランティア団体などの多様な主体がまちづくりに積極的に参画できる仕組みづくりと、地域社会における、コミュニティ組織の支援が必要です。

時代に合わせた行政運営の視点を重視した市民本位の行政サービスの向上を図るとともに、的確に現状を評価・改善していく仕組みが必要です。

既存施設の老朽化が進んでおり、建替えや管理・保守なども含めた総合的な施設管理・整備の検討が必要となっています。

地方分権の進展に対応するため、行財政基盤を充実・強化するとともに、政策形成機能の向上を図ることが必要です。

本市および近隣市町村が、地域の持つ資源・魅力を広域的に共有し、役割分担を明確にしながら連携を強化するとともに、それぞれの地域特性を生かした振興を図る必要があります。

新たな行政課題や時代の変化に柔軟に対応するため、簡素で市民に分かりやすい組織を前提に、見直しを行う必要があります。

・・・みんなでまちを創る

第2章 青梅市の将来像

第1 まちづくりの基本姿勢

まちづくりの基本理念を、「豊かな自然環境のなかで、都市的な生活が享受でき、そこに住む人の心のふれあいがあるまち」とします。

まちづくりに当たっては、自然、景観などの恵まれた住環境を生かし、子どもを安心して生み育てることができ、市民一人ひとりが、将来に希望と夢を持てる個性豊かなまちを目指します。

活力ある都市核の形成と自立性の高いまち、市民・行政・近隣市町村との多様なパートナーシップによる暮らしやすいまちをつくります。

第2 まちの将来像

本市の将来都市像を

豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街^{まち} 青梅

- ゆめ・うめ・おうめ -

とします。

本市は、豊かな自然、伝統ある歴史と文化などの優れた資質に恵まれ、また先端産業が立地する都市です。

多くの市民は、この美しい自然や景観、人と人とのふれあいのあるまちを愛するとともに、福祉、保健、医療や道路、交通体系、都市基盤の整った暮らしやすいまちを望んでいます。

緑と清流の自然環境のもとで、快適な市民生活を送ることができ、ふれあいの中で子どもたちが元気に育ち、みんなの笑顔が広がるまちを、新たな時代に向けた郷土のあるべき姿とし、これを青梅が目指す目標「ゆめ（夢）」にとらえます。

「ゆめ・うめ・おうめ」は、みんなの「ゆめ」が、「うめ」の花として咲き、やがて「青梅^{あおうめ}」の実として結実し、暮らしやすいまち「青梅市」を築いていこうとする姿勢を表現したものです。

実現に当たっては、市の花である「うめ（梅）」に願いを託し、百花の魁^{さきがけ}といわれる梅の花のように、暮らしやすい自立都市の「先駆け」を目指します。

豊かな自然、
快適な暮らし、
ふれあいの街^{まち} 青梅

ゆめ・うめ・おうめ

- 1 快適で安全な生活環境の街
- 2 学び楽しむ伝統・文化の街
- 3 健やかでやさしい福祉の街
- 4 活気に満ちた元気な街
- 5 みんなで創る街

第3 計画フレーム（枠組み）

1 将来人口

(1) 人口推計

本市の人口は、昭和30(1955)年の合併当時の5万人台から緩やかな増加のあと、昭和40(1965)年から平成7(1995)年にかけて著しい増加を続けましたが、近年、伸びが鈍化し、平成12(2000)年の国勢調査では、141,394人です。

人口推計の結果では、平成24(2012)年で、14万5千人から15万人程度に達すると見込まれます。

(2) 想定人口

平成24(2012)年における想定人口を、15万人とします。

また、年齢構成は、次のとおりとします。

区 分	人口数	割合
0 歳 ~ 1 4 歳	19,100人	12.7%
1 5 歳 ~ 6 4 歳	95,700人	63.8%
6 5 歳以上	35,200人	23.5%
合 計	150,000人	100.0%

2 財政運営

我が国の厳しい経済状況を反映して、税収等が低迷する一方、行政需要は増加、多様化しており、青梅市においても非常に厳しい財政運営を強いられています。

このため、歳入については、基幹財源である市税収入の確保、税源のかん養および受益者負担の適正化などにより、自主財源を高める努力を行います。

また、歳出については、義務的経費などの増加により、厳しい状況にあります。事務事業の見直しや組織・機構の簡素効率化など、行政改革の推進により経費の節減を図り、弾力性のある財政運営に努めるとともに、時代のニーズに合った事業に積極的に取り組んでいきます。

さらに、収益事業については、近年、経営状況が非常に悪化しています。市財政に寄与できるよう売上の向上や開催経費の削減など、経営改善を強力に推進し、収益金の確保に努めていきます。

3 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

土地は、限りある資源であり、市民生活や各種活動の基盤となるものです。

土地利用に当たっては、長期的な視点に立って地域特性を生かしながら、自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な利用を推進し、有効利用を図り、都市の健全な発展に努めます。

また、森林や農地の多面的機能をより高めていくとともに、多摩川の崖線緑地や平地林などを保全し、景観の維持・回復に努めていきます。

(2) 土地利用の方向

恵まれた自然環境を生かしつつ、健全で秩序ある都市の発展を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域設定にもとづき土地利用の方向を定めます。

また、市街化調整区域は、秩序ある都市形成の上で重要な役割を果たしていることからゾーン別に区分し、計画的な土地利用を目指します。

市街化区域

市街化区域は、市街地として積極的に整備する区域であり、住宅や生活利便施設、産業等の秩序ある土地利用を図ることにより、都市の活力と良好な居住環境を創出します。

市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域ですが、これまで青梅市が求めてきた開発と保全の基本方向を継承しつつ、社会環境変化を踏まえ、以下の6つのゾーンに区分し、土地利用の調和を図ります。

【ゾーン区分設定】（別紙ゾーン区分図参照）

自然環境保全ゾーン

自然環境資源としての資質を維持し、積極的に保全を図る

ゾーンです。地形の改変、施設の立地は基本的に認めません。

自然環境活用ゾーン

自然環境の保全に配慮しつつ活用するゾーンです。

自然を損なわない範囲で施設等の立地が可能ですが、大規模開発は、原則として認めません。

新市街地計画ゾーン

計画的に開発を誘導していくゾーンです。

開発に当たっては、自然的土地利用と都市的土地利用の調和に配慮し、極力現状の自然環境資源を生かします。

市街化誘導ゾーン

市街地としての基盤整備を進め、地域住民の合意にもとづき市街化区域への編入を図っていくゾーンです。

農業環境保全ゾーン

農業系の土地利用を維持・保全していくゾーンです。

治水、環境保全など、農地が持つ多面的機能を重視するとともに、市民が農業にふれあう空間として維持・保全に努めます。

また、優れた立地条件を生かした土地活用の誘導や緑豊かな空間整備に努めていきます。

多摩川保全ゾーン

清流や河岸の緑を積極的に保全していくゾーンです。

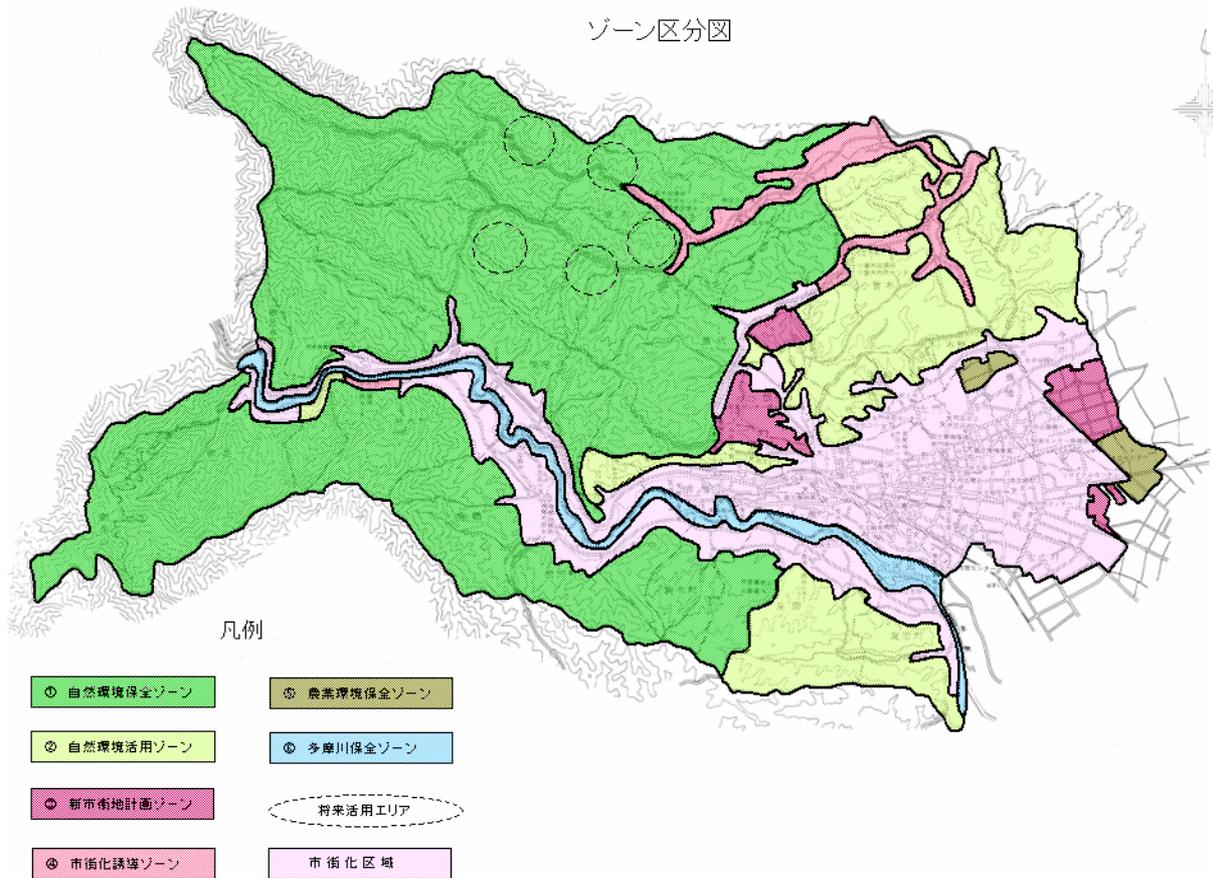
水質浄化や、水辺環境の保全に努めるとともに、散策路整備などを進め、生活に潤いのある空間として活用を図ります。

また、周辺市街地との調和を図るため、土地利用の制限等を検討します。

「将来活用エリア」（成木地区の採石事業地）

採石の跡地の修復や活用については、森林などの自然環境への復元を図ることを基本としつつ、長期的な視点で活用を図る地域と位置付けます。

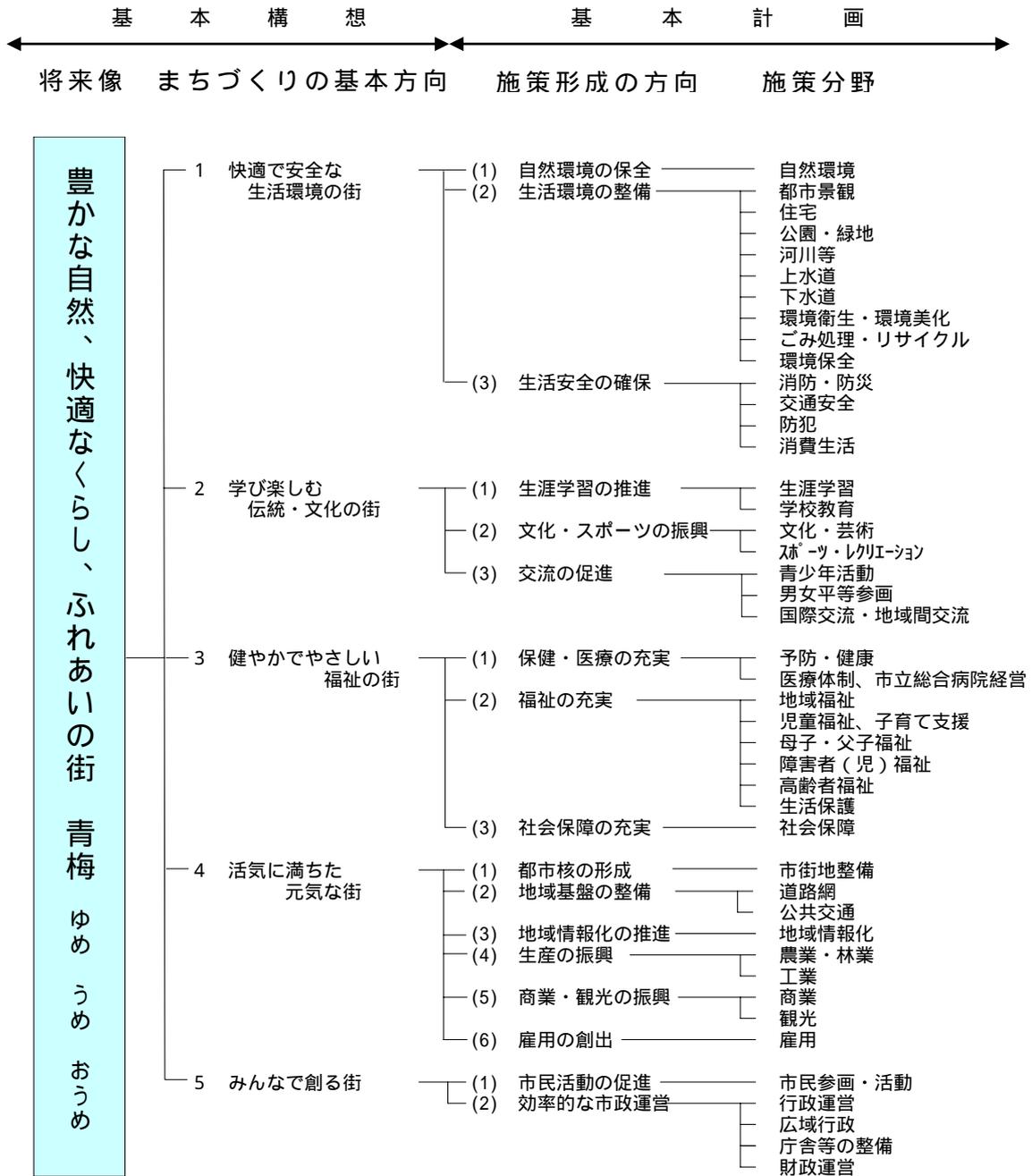
なお、本市では、新規採石事業は認めません。また拡張については、この基本構想との整合を優先させます。



第3章 まちづくりの基本方向（施策の大綱）

将来像「豊かな自然、快適な暮らし、ふれあいの街 青梅
 ゆめ・うめ・おうめ」を実現するため、次の基本方向のもとに、
 計画的にまちづくりを進めます。

将来像達成に向けての施策分野の位置付け



第1 快適で安全な生活環境の街

市民が誇りとする森林や清流など豊かな自然環境や景観を保全していくとともに、多摩川や里山など身近な自然とふれあい、人と自然とのつながりを大切にしていける取組を推進します。

地球環境への負荷を低減し、豊かな暮らしを持続・発展させていくため、市民、企業、行政の連携によるごみの減量化・再利用・再生利用の体制を充実するほか、公害の防止など、生活環境の整備を推進していきます。

なお、永山北部丘陵住宅地開発事業は、自然環境や生活環境に十分配慮し、誘導していきます。

また、全市水洗化を目指した取組を進めます。

安心・安全な暮らしの実現を目指し、消防・救急体制の充実、地震などの災害への対策、防犯・交通安全への対応、消費生活の向上に努めます。

第2 学び楽しむ伝統・文化の街

次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的に対応できるよう、基礎的・基本的な学力の習得や一人ひとりの個性を生かす教育を推進するとともに、心の教育や生きる力をはぐくむ教育環境を整えていきます。

学校教育では、青梅の特性を生かし、自然の中で様々な体験を通じて生きる力や郷土への誇り、自然を大切に、人を思いやるやさしさをはぐくむ教育活動を充実するとともに、発達段階に応じて自己の責任を自覚することのできる資質を培うことに努めます。

また、あらゆる世代の人々が、それぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指します。

さらに、各地域の伝統文化や芸能などを生かした地域づくり、スポーツ・レクリエーション活動の促進、青少年活動や男女平等参画、人権尊重、国際交流・地域間交流などの取組を促進します。

第3 健やかでやさしい福祉の街

市民の生涯を通じた健康づくりを支援し、老若男女が健やかにいきいきと生活できる健康のまちづくりを進めます。

保育サービスや育児に関する相談機能など子育て支援の充実を図り、男女が楽しく子育てができる環境を整えます。

また、高齢者が心豊かに過ごせるよう地域活動やボランティア活動などに参加しやすい環境づくりを進めます。

さらに、保健・医療・福祉など総合的なサービスの提供に努めていくとともに、その評価を行い、サービスの質の向上を図ります。また、福祉サービスの情報提供を行い、利用者の選択性を高めていきます。

地域福祉の推進体制の整備とともに、障害者福祉や母子・父子福祉の充実などを図り、市民一人ひとりが自立しながら互いに支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせるやさしいまちづくりを目指します。

さらに国民健康保険や介護保険など社会保障制度の健全な運営に努めます。

第4 活気に満ちた元気な街

行政・文化・商業・情報などの都市機能が集積した、にぎわいと交流のある中心市街地整備に向けて、青梅駅、東青梅駅、河辺駅の3駅周辺地区を計画的に整備・充実するとともに、地域経済の発展に寄与するものと期待される圏央道青梅インターチェンジ周辺地区、採石場跡地等の有効な土地利用を図っていきます。

また、広域的な視点から、幹線道路網の整備を推進するとともに、人にやさしい道づくりなど、身近な生活道路の整備を促進します。

さらに、バスなどの交通網の充実を図るほか、鉄道輸送力の増強や駅施設の改善等を事業者に要請していくなど、公共交通の充実に努めていきます。

産業面では、商店街の活性化を図るほか、「青梅宿」や「梅」「織物」など青梅ならではの題材を生かした観光産業や、先端技術産業の集積を生かした工業の振興に努めます。

また、消費者ニーズに即応した地場流通型農業等の振興に取り組みます。

さらに、まちの活性化に向け、地域の企業、大学・高校等との交流を促進します。

情報化社会に対応し、誰もが必要な情報を入手でき、活用できるよう情報格差を解消していくとともに、情報通信技術を活用した在宅勤務などによる市民の積極的な創業を支援し、地域の新しい雇用の創出に努めます。

第5 みんなで創る街

暮らしやすいまちを創るためには、市民と行政がそれぞれ役割を分担し、協力してまちづくりを進めることが必要です。

そこで、行政情報の公開、市民の意見や情報交換の場づくりに努めるとともに、各種計画立案への市民の参画を進め、市民やボランティア団体、NPOなどの多様な主体と行政とが連携したまちづくりを促進します。

また、市民センターや自治会館などを拠点とした地区コミュニティ活動を支援するなど、コミュニティの活性化を図ります。

信頼される市役所を目指して、職員の意識改革を進め、行政課題への迅速かつ的確な対応を図り、住民サービスの向上に努めていきます。

政策・施策・事業の評価、行政組織・機構の見直し、行政情報化、近隣市町村との連携強化など、財政事情や地方分権に対応した効果的・効率的な行政運営を進めます。

また、既存公共施設について、既成概念にとらわれず、有効活用を図るとともに、時代に即した新庁舎を建設します。

第4章 基本構想推進のために

この基本構想を推進するため、基本計画等を策定し、行財政運営の指針とします。

まちづくりの推進に当たっては、開かれた市政を推進し、市民と行政との信頼関係を築いていきます。

施策の推進に当たっては、職員の資質を高めるとともに、まちづくりを担う人材の育成に努め、市民と行政の連携のもと、総合的・横断的な取組を進めてまいります。